

## 第10回 新しい地方財政再生制度研究会

### 【開催日時等】

- 開催日時：平成18年11月27日（月）10：00～11：30
- 場所：総務省5階第4特別会議室
- 出席者：宮脇座長、赤羽委員、白川委員、森田委員  
岡本自治財政局長、椎川審議官、平嶋地方債課長、坂本行政課長、  
青木財務調査課長 他

### 【議題】

- (1) 配付資料説明
- (2) 意見交換

### 【配布資料】

- 資料1～4

### 【概要】

- 主な意見・やり取り
  - ・ 公営企業の健全化スキームについて、再生段階を設けないのか。普通会計に影響を与える連結で初めて見るということが良いのか。
  - ・ 公営企業については一定以上財政状況が悪化した場合、当該団体全体の見地から廃止や譲渡等を検討することとなる。経営状況が悪い公営企業のみ再生というスキームを設ける必要はあるのか。
  - ・ 公営企業における再生スキームを設けないとすると、民間に事業を譲渡する場合、通常の企業のように債務カットをしたりはしないということか。重い債務を抱えたまま譲渡することにならないか。
  - ・ 地方公共団体の場合、特定の会計で残った赤字を処理しようと思えば普通会計を巻き込まざるを得ない。結局、連結で見た再生スキームのなかで対応することになるのではないか。
  - ・ 公営企業にも規模の大小があり、普通会計に影響は大分違うのではないか。再生スキームを残しておくことも一つのオプションとして考えられるのではないか。
  - ・ 再生スキームは自治権の制限まで伴う。そのような制限は普通会計に影響を与えるくらいの段階になって初めて許されるというのが自治権との関係では適当ではないか。
  - ・ 公営企業会計が悪くなると将来的にストックを増やしていった普通会計に

悪影響を与えるが、それだけを切り離して再生させることが、自治権の問題も含めて、言えるのかどうかということではないか。

- ・ 結局それは指標の設定の仕方によるのではないか。
- ・ 公営企業の健全化スキームで再生段階を設けないというのは、公営企業会計において債務調整を行わないということを前提とした議論となりかねないのではないか。
- ・ 財政再生のための長期債について、うまく運用されてきちっと返せるという前提ならば良いが、現行の繰上充用制度が問題なので導入するという議論はやや拙速で、もっと十分な説明をしておく必要があるのではないか。
- ・ 特例的な地方債はこれまでも実質的には臨時財政対策債等の形で認められてきたのではないか。
- ・ 財政再生のための長期債を導入するとしても、財政状態のよくない自治体が出すわけなので、通常の地方債よりも金利が高くなるのではないか。また、民間資金だけでは地方公共団体の必要額を全額消化できないのではないか。資金の安定確保に向けては、国からの何らかの支援なり、信用の付与が必要ではないか。
- ・ 再生段階でしか出さないのであるから、国が再生計画への同意というかたちで、一定の信頼性を与えているのでは。
- ・ 指標の数値の設定は別途、専門的に検討が必要か。
- ・ 報告書においては、債務調整については財政規律の面から有用な点もあるが地方行財政制度の抜本改革の進展の具体像が不透明であることから、現時点での導入は難しいが、これ以外の財政規律手段として、これまで不十分であった住民による規律を強化する意味で、早期是正スキームの導入を図る、という整理をした方がいいのではないか。